

## 社会福祉法人柏光会役員及び評議員の報酬等に関する規定

(目 的)

第 1 条 この規定は、社会福祉法人柏光会の役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この規定を運用する者は、役員及び評議員をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第 3 条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席した時は、別表 1 により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

(理事の報酬)

第 4 条 役員が理事会出席以外で法人運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償を支払うものとする。

(理事長・業務執行理事の報酬)

第 5 条 理事長及び業務執行理事が法人の業務にあたった場合は、別表 3 により報酬及び実費弁償を支払うものとする。

(監事の報酬)

第 6 条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務を行った場合は、別表 4 により報酬及び実費弁償を支払うものとする。

(評議員の報酬)

第 7 条 評議員が評議委員会以外で法人運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償を支払うものとする。

(旅 費 等)

第 8 条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、別表 5 により報酬及び旅費等を支払うものとする

2 旅費は、実費支給する。

3 2 Km以内は支給せず、自動車等利用する場合は、1 Km当たり 20 円を支給する。

4 業務上必要な経費は、実費を原則とする。

5 旅費等原則として、業務終了後支払うものとするが、必要により事前に概算額を支払い終了後に精算する事ができる。

(適用除外)

第 9 条 法人の経営する施設の職員を兼務する理事及び評議員は、この規定を適用しない。

(改 正)

第 10 条 本規定の改正は、理事会の議決を得るものとする。

附 則

この規定は、平成 24 年 8 月 2 日から施行する。

令和元年 10 月 1 日改正

別表 1 (理事会・評議員会出席報酬等)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬	20,000 円	実 費
評議員会出席報酬	20,000 円	実 費

理事会と評議員会が同日に開催する場合は、併給しない。

別表 2 (役員・評議員業務報酬等)

名 称	報 酬	実費弁償費
役員・評議員業務報酬	20,000 円	実 費

別表 3 (理事長・業務執行理事報酬)

名 称	報 酬	実費弁償費	適 用
理事長業務報酬	1 日 25,000 円	実 費	
業務執行理事給与	年額 5,004,000 円	給与規程に準 ずる額	年額の 12 分の 1 を月 額として支給する。但 し、理事会の定める在 任期間とする。

別表 4 (監事監査指導報酬等)

名 称	報 酬	実費弁償費	適 用
監事監査指導報酬	30,000 円	実 費	

別表 5 (出張旅費等)

旅 費	報 酬	宿 泊 費	そ の 他
実 費	20,000 円	実 費	実 費

報酬は、課税処理の上支払うものとする。

実費弁償費は、自宅から業務を行う場所までの交通機関等の費用（実費）とする。

宿泊費は、実際に要した経費とする。

評議員選任・解任委員の旅費及び報酬については、平成 29 年 2 月 13 日開催の役員会において、この報酬等に関する規定を適用すると承認される。

令和元年 10 月 1 日改正